一般財団法人大阪府老人クラブ連合会

部会等設置規程

(目的)

第 1 条 一般財団法人大阪府老人クラブ連合会(以下「府老連」という。)は、定款第4条の 事業の積極的、かつ円滑なる運営を図るため、部会及び委員会を置くことができる。

(部会等名称及び分掌)

- 第 2 条 部会及び委員会の名称及び分掌は次のとおりとする。
 - (1)総務·研修部会
 - ①府老連の運営
 - ②市町村老連活動の把握及び連絡調整
 - ③関係団体との調整
 - ④各部会との調整
 - ⑤各種研修の企画、実施
 - ⑥他の部会に主管に属しないこと
 - (2) 文化・社会活動部会
 - ①教養向上、レクリエーションに関する事業の企画、実施
 - ②社会奉仕活動及びその育成指導
 - ③地域支え合い活動の推進
 - (3) 健康部会
 - ①健康づくり・介護予防に関する事業の企画、実施
 - ②各種スポーツ活動の企画、実施
 - (4) 広報部会
 - ①府老連機関紙の発行
 - ②会員の加入促進
 - ③調査、研究
 - ④資料の収集
 - (5) 女性部会
 - ①女性リーダー・役員の育成
 - ②女性リーダーの相互の連絡
 - ③各部会活動への参加促進
 - (6) 若手委員会
 - ①若手高齢者のクラブへの加入促進に関すること
 - ②若手委員によるクラブ活動活性化に関すること
 - ③若手委員が活躍できる組織作りに関すること
 - ④若手リーダーの養成に関すること
 - ⑤市町村老連における若手委員会の設置・運営に関すること

- ⑥府老連の運営及び事業の協力に関すること
- (7)その他、府老連より要請のあったこと
- (7) その他、特に会長が必要と認めた部会等

(部会等の構成)

- 第 3 条 各部会は各ブロックから選出された概ね10名の委員で構成し、部会長は副会長をもって充て、府老連の会長及び副会長を除く理事はいずれかの部会に所属し、副部会長となる
 - 2. 若手委員会(以下「委員会」という。)は市町村老連から推薦された若手委員(年齢75歳以下を原則とする。)及び外部委員を含み概ね20名で構成し、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を置く。
 - 3. 各部会及び委員会の委員は、府老連会長が委嘱する。

(職務)

- 第 4 条 部会長は部会の事務を総理し、部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代理する。
 - 2. 部会は必要に応じて部会長が招集し、議長となる。
 - 3. 委員会は委員長が会を代表し、会務を総括する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 4. 委員会は委員長が招集し、議長となる。

(任期)

第 5 条 各部会及び委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により 就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

- 第 6 条 各部会及び委員会の庶務は、府老連事務局において行う。
 - 2. 部会及び委員会の出席に伴う旅費は、一人1回2,000円とし、府老連が負担する。

(運営事項の制定)

第7条 各部会及び委員会の運営に関し、必要な事項は部会長及び委員長が別に定める。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年5月13日から施行する。